明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（環境二）　一
〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務五八）　四
○収穫基準共済掛金率等を定める件等の一部を改正する件（農林水産三八九）　五
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通二〇六）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五二
特殊法人等
日本放送協会入札、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会公示送達関係　五三
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　五五
会社その他
会社決算公告　五五

省令

○環境省令第二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十一号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二十三号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十二日　環境大臣　中川　雅治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。